

大和市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 5 日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第 1 5 号

大和市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大和市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年大和市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「4 0 3 床」を「3 9 3 床」に改める。

附 則

この条例は、公布の日以後初めて医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 7 条第 2 項の規定による変更の許可を受けた日から施行する。